

富士市狭あい道路拡幅整備事業申請要領

平成16年 9月 1日
更新 令和 3年 4月14日

」

	提出していただく書類	根拠条文	添付書類	道路後退用地	
				寄附の場合	整備承諾の場合
①	狭あい道路拡幅整備事前協議書	規則第4条 (第1号様式)	案内図、現場チェック表 公図の写し、現況平面図	○	○
②	狭あい道路拡幅整備変更事前協議書	規則第9条 (第1号様式)		△	△
③	寄附申出書 (登記原因証明情報及び 登記承諾書)	規則第13条 (第3号様式)	地籍測量図 印鑑登録証明書	○	-
④	狭あい道路整備等承諾書	規則第14条 (第4号様式)	登記申請書(分筆・地目変更) 印鑑登録証明書 平面図、求積図(分筆が無い場合)	-	○
⑤	狭あい道路拡幅整備助成 金(奨励金)交付申請書	規則第17条、18条 (第5号様式)	計画平面図、着手前の写真 見積書の写し	○	-
⑥	実績報告書	規則第17条 (第7号様式)	完了時の写真 領収書又は請求書の写し	○	-
⑦	口座振替申請書			○	-

○提出書類の説明

①狭あい道路拡幅整備事前協議書

- ・土地の所在地……………不動産登記法上の地番を記入して下さい。
- ・抵当権設定、賃借権設定等…土地の登記簿謄本で、所有権以外の権利が設定されているかどうかの確認です。
- ・拡幅整備工事
着工予定年月日(希望日)…建築工事や狭あい道路沿いの外構工事(門、塀、植栽工事等)との関係で、希望される日を記入して下さい。
- ・添付書類…………案内図…………1/2,500の都市計画図もしくは住宅地図のコピーなど
分かりやすいもの。
現況平面図…道路後退用地内にある除却対象物(門、塀、樹木、生け垣等)の現況位置や延長距離、本数などが分かるもの。
また、全体の敷地の形状や道路の配置が分かるもの。
道路中心線・後退線が決まっていない場合は、推定で記載してください。
縮尺は1/100～1/250程度。
- ・前面道路の種類 認定道路…市道に認定されている道路です。(市道○○線)
私道…………市道認定されていない、個人所有の通路です。
その他…道の指定を受けている道路、赤道(認定外道路)等です。
- ・協議事項の合意欄…………建築主と所有者等が同一の場合はどちらか一方に記入して下さい。

③寄付申出書(登記原因証明情報及び登記承諾書)

- ・添付書類……地籍測量図…市が後退用地等の所有権移転手続きを行うために地籍測量図を提出していただきます。寄付予定箇所が分筆前の場合は、登記承諾書と綴じて割印を押してください。

印鑑登録証明書…所有権移転手続きのため、印鑑登録証明書(1通)を提出していただきます。

④狭あい道路整備等承諾書

- ・添付書類…分筆する場合…市が後退用地等の地目変更手続きを行うために登記承諾書(1通)と、印鑑登録証明書(1通)を提出していただきます。

分筆しない場合…後退区域がわかる平面図、面積がわかる求積図等を提出していただきます。

⑤狭あい道路拡幅整備助成金(奨励金)交付申請書

- ・添付書類……計画平面図…後退に伴う工作物等の除却や移設、後退後の建築敷地で行う工作物の新設など、助成金算出根拠となる外構計画図です。
助成対象工作物等(門、塀、樹木、生け垣、擁壁等)※1の位置、数量がわかるよう作成していただきます。
縮尺1/100~1/250程度。

見切り縁、擁壁については、構造がわかる断面図も提出していただきます。

着手前の写真…※1の現況が確認できるもの。A4紙に添付してください。

見積書の写し…※1の数量・単価がわかるよう内訳を記載してください。助成金対象項目以外(建築工事等)と併せた見積りの場合でも、助成金対象の内訳を記載してください。

⑥実績報告書

- ・添付書類……完了写真…※1の完成状況が確認できるもの。A4紙に添付してください。
見切り縁、擁壁については、根入れ状況がわかる施工中の写真も提出していただきます。

領収書又は請求書の写し…見積り総額と請求総額が変わる場合は、内訳で助成金対象項目に変更がないことがわかるようにしてください。